

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会規程

(所掌事務)

第1条 社会福祉法人長野県社会福祉協議会の行う生活福祉資金の貸付事務の一部受託契約に基づき、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）の貸付事務について、千曲市社協会長の諮問に応じて次に掲げる各号を調査、審議し会長に必要な意見を具申するものとする。

- (1) 借入申込人の資格、家庭状況に関すること。
- (2) 貸付資金の種類及び内容に関すること。
- (3) 連帯保証人及び連帯借受人に関すること。
- (4) 民生児童委員の借入申込人への生活援助活動等に関すること。
- (5) 償還に関すること。
- (6) 一時償還、貸付の停止、延滞利子の免除及び償還金の支払い猶予等に関すること。
- (7) その他、前各号に付随した事項及び会長が付議した事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会の委員は次の者をもって組織する。

- (1) 民生児童委員（借入申込人の担当民生児童委員、担当地区民生児童委員協議会長）
- (2) 千曲市社協関係者（事務局長、地域福祉係長、事務担当者）
- (3) 市福祉事務所職員
- (4) その他会長が認める者

2 委員は会長が委嘱する。

第3条 委員会には委員長をおき、その任は千曲市社協事務局長が務める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4条 委員の任期は、その職に在職中とする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が召集する。

2 委員会は、委員総数が2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

3 議事は、出席委員の可半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(H20.9 改正)

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年9月1日から施行する。